



平成 28 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 シロキ工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松井 拓夫
 (コード番号：7243、東証・名証第1部)
 問合せ先 総務部長 三浦 敏秀
 (TEL. 0533-84-4691)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 24 日開催の当社臨時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

臨時株主総会において、第 1 号議案「当社とアイシン精機株式会社との株式交換契約承認について」が承認され、本株式交換の効力が発生しますと、当社の株主は、アイシン精機株式会社のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定は、定款に定めておく必要性が失われることから、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 12 条を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第 13 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、臨時株主総会において第 1 号議案が原案どおり承認可決されること、並びに平成 28 年 3 月 30 日までに本株式交換が中止されないことおよび本株式交換契約の効力が失われないことを条件として、平成 28 年 3 月 30 日にその効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 11 条 (略)	第 1 条～第 11 条 (略)
(定時株主総会の基準日) 第 12 条 <u>当社の定時株主総会の基準日は、</u> <u>毎年 3 月 31 日とする。</u>	(削除)
第 13 条～第 45 条 (略)	第 12 条～第 44 条 (略)

(ご参考)

平成 28 年 3 月期の期末配当につきましては、現行定款第 43 条に従い、平成 28 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対して、当社からお支払する予定です。

3. 日程

臨時株主総会開催日 平成 28 年 2 月 24 日 (水)
 定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日 (水)

以 上